

# 一般社団法人富岡シルク推進機構 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人富岡シルク推進機構と称する。

(目的)

第2条 当法人は、平成20年度から活動している富岡シルクブランド協議会の事業及び財産を引き継ぐことで、使命感を持って富岡地域の蚕糸業とシルク産業が連携するシステムを構築し、世界遺産である富岡製糸場を核とした「富岡シルク」のブランド化を確立することにより、富岡地域の蚕糸業の持続的な発展を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 当法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 良質な繭及び生糸の生産に資すること。
- (2) 養蚕の振興、絹文化の普及に資すること。
- (3) 富岡シルクを原料としたシルク製品の製作及び販売に関すること。
- (4) 新絹製品開発のための調査、研究に関すること。
- (5) 富岡シルクのブランド化の推進に関すること。
- (6) その他、当法人の目的達成に必要な事業に関すること。

(事務所)

第4条 当法人は、主たる事務所を群馬県富岡市に置く。

(公告方法)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(機関)

第6条 当法人は、当法人の機関として、総会及び理事以外に、理事会及び監事を置く。

## 第2章 社員

(入社)

第7条 当法人の目的に賛同し運営に参画するため入社した地方公共団体及び団体を社員とする。

2 当法人の設立後、社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得なければならない。

3 当法人の社員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第11条第1項第5号等に規定する社員とする。

(退社)

第8条 社員は、次に掲げる事由によって退社する。

(1) 当該社員からの退社の申し出。社員は、やむ得ない事由があるとき、当法人所定の様式による届出をすることにより、任意にいつでも退社することができる。

(2) 当該社員の解散

(3) 総社員の同意

(4) 除名

2 社員の除名は、社員が次のいずれかに該当するときに、総会の議決によってすることができる。この場合は、一般法人法第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。

(1) 定款又はこの法人の規則に違反したとき

(2) この法人の名誉を棄損し、又はこの法人の目的に違反する行為があったとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(社員名簿)

第9条 当法人は、社員の名称及び住所を記載又は記録した「社員名簿」を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2 前項の「社員名簿」をもって、一般法人法第31条に規定する社員名簿とする。

3 当法人の社員に対する通知又は催告は、「社員名簿」に記載又は記録した住所又は社員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

### 第3章 会員

(入会)

第10条 当法人の目的に賛同して入会した地方公共団体、企業、団体及び個人を会員とする。

2 会員の種別及び会費に関しては、別途理事会で定める。

3 当法人の会員となるためには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得なければならない。なお、会員は総会での議決権を持たない。

4 当法人は、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他の反社会的勢力に該当する者及び関与する者の入会を認めない。

(会費等)

第11条 会員は、当法人の運営に要する経費に充てるため、理事会で定める額の会費を支払わなければならない。

2 既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

(退会)

第12条 会員は、次に掲げる事由によって退会する。

(1) 当該会員からの退会の申し出。会員は、当法人所定の様式による届出をすることにより、任意にいつでも退会することができる。

(2) 当該会員の死亡又は解散

(3) 除名

2 会員の除名は、会員が次のいずれかに該当するときに、理事会の決議によってすることができる。

(1) 前条の義務を履行しなかったとき

(2) この法人の名誉を棄損し、又はこの法人の目的に違反する行為があったとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

## 第4章 総会

(種別及び構成)

第13条 当法人の総会は、定時総会及び臨時総会とし、すべての社員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

(招集)

第14条 当法人の定時総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時総会は、必要に応じて招集する。

2 総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき理事長がこれを招集する。理事長に支障があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により他の理事がこれを招集する。

3 総会を招集するには、開催日より1週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。ただし、書面投票又は電子投票を認める場合は、2週間前までに発するものとする。

(招集手続の省略)

第15条 総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(権限)

第16条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

（議長）

第 17 条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に支障があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により他の理事がこれに当たるものとする。

（議決権）

第 18 条 総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

（決議の方法）

第 19 条 総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定める事項

（総会の決議の省略）

第 20 条 総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面又は電磁的記録によって同意

の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第 21 条 社員は、当法人の社員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(総会議事録)

第 22 条 総会の議事については、法令に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、総会の日から 10 年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2 前項の議事録には、議長のほか、出席した社員のうちから総会において選出された議事録署名人 1 名が、署名もしくは記名押印又は電子署名する。

## 第 5 章 役員

(役員)

第 23 条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5 名以上 10 名以内
- (2) 監事 2 名以内

(理事の資格)

第 24 条 当法人の理事は、当法人の社員たる地方公共団体及び団体に所属する者の中から選任する。ただし、必要があるときは、上記に該当しない者の中から選任することができる。

2 当法人の各理事につき、当該理事及び当該理事の配偶者又は三親等以内の親族その他の当該理事と財務省令で定める特殊の関係のある者である理事の合計数が理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

(理事及び監事の選任方法)

第 25 条 当法人の理事及び監事の選任は、総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該委員の議決権の過半数をもって行う。

(代表理事等)

第 26 条 当法人に理事長 1 名、副理事長 3 名、専務理事 1 名を置き、理事会において議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって理事の中から選定する。

2 理事長は、一般法人法上の代表理事とする。

3 理事長は、当法人を代表し会務を総理する。

4 専務理事は、一般法人法第 9 1 条第 1 項第 2 号に規定する業務執行理事とし、当法人の業務を分担執行する。

(理事の職務及び権限)

第 27 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第 28 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び事務局長に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(理事及び監事の任期)

第 29 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期終了前に退任した理事及び監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

3 当法人の設立後に選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第23条で定めた理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了若しくは辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (理事及び監事の解任)

第30条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行われなければならない。

#### (報酬等)

第31条 理事及び監事には、報酬及び退職金は支払わないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、総会において報酬等の基準を別に定めたときは、当該基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

3 理事及び監事には費用を弁償することができる。

## 第6章 理事会

#### (構成)

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

#### (招集)

第33条 理事会は、理事長がこれを招集し、開催日の1週間前までに各理事及び各監事に対して、招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

2 理事長に支障があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により他の理事がこれを招集する。



(招集手続の省略)

第 34 条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(権限)

第 35 条 理事会は、法令に定める事項及びこの定款に別に定めるもののほか、次の事項について決議する。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職

(議長)

第 36 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に支障があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により他の理事がこれに当たるものとする。

(理事会の決議)

第 37 条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第 38 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第 39 条 理事長及び専務理事は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告するものとする。

(理事会議事録)

第 40 条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事長（理事長に支障があるときは出席理事）及び監事がこれに署名もしくは記名押印又は電子署名し、理事会の日から 10 年間主たる事務所に備え置くものとする。

(理事会運営事項)

第 41 条 理事会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の決議により理事長が別に定める。

## 第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 42 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第 43 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第 44 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書

2 前項の承認を受けた書類は、定時総会に提出し、承認を受けなければならない

ない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に10年間備え置き、会員の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、会員の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(余剰金の不配当)

第45条 当法人は、余剰金の配当はしないものとする。

## 第8章 基金

(基金の拠出)

第46条 当法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集等)

第47条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会が別に定める基金取扱規程によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第48条 基金の拠出者は、前条の基金取扱規程で定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続)

第49条 基金の返還は、定時総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

## 第9章 解散及び清算

(解散の事由)

第 50 条 当法人は、総会の決議その他、一般法人法第 148 条で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 51 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、富岡市に帰属させるものとする。

## 第 10 章 部会

(部会)

第 52 条 当法人の事業を推進するため、部会を設置することができる。

2 部会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

## 第 11 章 事務局

(事務局)

第 53 条 当法人の事務処理及び事業遂行のため、事務局を設置する。

2 事務局に、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。ただし、事務局長については、理事会の決議を経なければならない。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

## 第 12 章 委任

(委任)

第 54 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

## 第 13 章 附則

(設立時社員の名称及び住所)

第 55 条 当法人の設立時社員の名称及び住所は、次のとおりである。

富岡市

群馬県富岡市富岡 2 6 3 8 番地 1

甘楽富岡農業協同組合

群馬県富岡市富岡 1 1 2 1 番地 1

富岡商工会議所

(設立時役員)

第 56 条 当法人の設立時理事、設立時監事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 高橋純一、布施正明、鷺坂秀幸、堀口良一、高木賢、中村淳

設立時監事 齋藤利志子

設立時代表理事 高橋純一

(最初の事業年度)

第 57 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和 4 年 3 月 3 1 日までとする。

(定款に定めのない事項)

第 58 条 この定款に定めのない事項については、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人富岡シルク推進機構を設立するため、設立時社員富岡市他 2 名の定款作成代理人である司法書士宮前有光は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

令和3年5月11日

設立時社員 富岡市  
市長 榎本義法

同 甘楽富岡農業協同組合  
代表理事組合長 鷺坂秀幸

同 富岡商工会議所  
会頭 堀口良一

上記発起人3名の定款作成代理人  
群馬県富岡市富岡1622番地8  
司法書士 宮前 有光